朝日町教育委員会

学校感染症に係る出席停止期間等について

平素は、学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

学校では、感染症にかかった場合、校内での感染症の流行を予防するため、また、お子さんの 休養の時間を確保するため、学校保健安全法にもとづき、出席停止の措置をとっています。

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が施行され、新型コロナウイルス感染症が第二種の感染症に位置付けられたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準が示されました。学校における新型コロナウイルス感染症の出席停止措置の取扱いに関する留意事項等については、以下の通りとなります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

<新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置に関する留意事項等>

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。
 - ※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5日を経過するまでが基準となります。
- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や 症状が軽快した日の翌日から換算します。
- これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒が、出席停止の期間を経て登校するにあたっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。
- 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないことを踏まえ、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等であっても、出席停止の対象とはなりません。

<その他>

- 今後も家庭での健康観察にご協力をお願いします。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養させるようお願いします。
- お子さんが出席停止の対象となる感染症(別紙参照)にかかったと思われる場合は、必ず 医師の診断を受け、出席停止対象の感染症と診断がなされた場合は、学校へ連絡をしてくだ さい(連絡がない場合は、学校長による出席停止の判断ができません)。また、必要に応 じ、主治医から登校の目安等の指示を受けてください。

1日を経過するまで	分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
 ・インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) ・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後(幼児にあっては3日)を経過するまで、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な物質製剤による治療が終了するまで、特質製剤による治療が終了するまで、特質製剤による治療が終了するまで、解熱した後3日を経過するまで、「解熱した後3日を経過するまで、「非常に関すを経過し、かつ、全身状態が良好になるまでを経過し、かつ、全身状態が良好になるまで、「非常に対した後3日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで、「非常に対した後3日を経過するまで、「非常に対した後3日を経過するまで、「非常に対した後3日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対した後2日を経過するまで、「非常に対して必要に対していては、表状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 第・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感・・病状により学校医その他の医師において感染のまでは対して、まずに対して、まずには対して、まずに対して、まがに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まがに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まがに対して、まずに対して、まずに対して、まずに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対して、まがに対しでは、まがに対しいがに対して、まがに対して、まがに対しがに対しているがに対しているがに対しているがに対しているがに対しいがに対しいがに対しいが	1	痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブル グ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリ ア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症	・治癒するまで
 ・麻しん(はしか) ・解熱した後3日を経過するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したを経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・風しん(三日はしか) ・発しんが消失するまで ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜炎(プール熱) ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・病状により学校医その他の医師において感染れがないと認めるまで ※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その師において感染がおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 第 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 	2		・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日
 第 ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したを経過し、かつ、全身状態が良好になるまで・水痘(水ぼうそう) ・水痘(水ぼうそう) ・ 咽頭結膜炎(プール熱) ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで・病状により学校医その他の医師において感染れがないと認めるまで※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 第 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感・病状により学校医その他の医師において感染の 		・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
 ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したを経過し、かつ、全身状態が良好になるまで・ ・水痘(水ぼうそう) ・中での発しんが痂皮化するまで・ ・・咽頭結膜炎(プール熱) ・主要症状が消退した後2日を経過するまで・ ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎・病状により学校医その他の医師において感染れがないと認めるまで※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 第 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染のおいて感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 		・麻しん(はしか)	・解熱した後3日を経過するまで
 ・風しん(三日はしか) ・水痘(水ぼうそう) ・すべての発しんが痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・病状により学校医その他の医師において感染れがないと認めるまで ※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染 		・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
・咽頭結膜炎(プール熱) ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・病状により学校医その他の医師において感染 れがないと認めるまで ※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その 師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染		・風しん(三日はしか)	・発しんが消失するまで
・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 ・病状により学校医その他の医師において感染れがないと認めるまで ※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染		・水痘(水ぼうそう)	・すべての発しんが痂皮化するまで
れがないと認めるまで ※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その 師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染		・咽頭結膜炎(プール熱)	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。 ・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 ・病状により学校医その他の医師において感染		・結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそ れがないと認めるまで
		※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。	
3 膜炎、急性出血性結膜炎 種 ・その他の感染症	3	染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結 膜炎、急性出血性結膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそ れがないと認めるまで

[参考] 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。

 発症日
 1日目
 2日目
 3日目
 4日目
 5日目
 発症後6日目
 登校可能

新型コロナウイルス感染症:症状が軽快した後1日を経過 インフルエンザ:解熱した後2日を経過